

平成26年3月26日

サニーヘルス株式会社
代表取締役 西村 峯満 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子



申入書

本協会は、平成24年4月1日に内閣総理大臣より認定を受けた公益社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

本協会が、表示・広告について情報収集を行った結果、貴社のホームページの健康食品「ブルーベリー300倍パワー」の広告・表示の中には、不当景品類及び不当表示防止法4条1項1号により禁止される表示がありました。

そこで、本協会は適格消費者団体として、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、貴社に対して下記のとおり、不当景品類及び不当表示防止法10条1号によりそれらの広告・表示の使用停止を申入れます。

つきましては、平成26年4月30日までに、本申入れに対する回答を書面にて本協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社管理にかかる下記ホームページ（以下「貴社HP」といいます。）（2014年3月26日現在）における「くつきり対策」「はっきり・くつきり成分として」「小さな文字もクッキリスラスラ読める」との表示は、不当景品類及び不当表示防止法4条1項1号により表示が禁止されるものであるため、削除を求めます。

http://sunnyhealth.com/products/01/index.html?p_cd=16541

- 2 貴社HPにおける「ご愛飲者から寄せられた感激の声」の表示は、不当景品類及び不当表示防止法4条1項1号により表示が禁止されるものであるため、削除を求めます。
- 3 貴社HPにおける「ボイセンベリーが主成分！」の表示は、不当景品類及び不当表示防止法4条1項1号により表示が禁止されるものであるため、削除を求めます。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨第1項について

貴社HPには、「『エラグ酸』がブルーベリーの約300倍」という表示と、「小さな文字もクッキリ」などという表示を併記されています。これは、エラグ酸がブルーベリーの約300倍も含まれているボイセンベリーを摂取することで、あたかも豊富なエラグ酸により、ブルーベリーを摂取する以上の視覚改善効果が得られるかのような表現となっております。

しかし、エラグ酸には、美白・アンチエイジング・抗菌作用・糖尿病予防・癌予防に効果が期待されるものの、その効果のほとんどは人体では確認されておりません。また視覚改善効果についても十分に確認はされておりません。そのため、本件食品にエラグ酸がブルーベリーの約300倍が含有されていたとしても、摂取者に視覚改善効果は望めません。

そのため、貴社HPにかかる表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものです。

2 申入れの趣旨第2項について

貴社HPには、「ご愛飲者から寄せられた感激の声」などと称して、ブルーベリーの約300倍のエラグ酸を含む本件食品を摂取すれば視覚改善効果が劇的に得られるかのような記載があります。

しかし上記のとおり、エラグ酸と視覚改善効果との因果関係は現時点では否定的なのが趨勢です。本件食品を摂取した者の殆どが視覚改善効果を得られたのではないにも関わらず、あたかも誰でもかかる効果を得られるような表示をする等、様々な体験談がある中で当該食品の効果、性能があったとの体験談のみ強調したり、事業者の都合の良い部分だけを抜粋して表示することは、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものです。

3 申入れの趣旨第3項について

貴社HPには、「ボイセンベリーが主成分」などと記載されております。

しかし、本件食品は、ボイセンベリー以外の原材料も含まれているところ（14種類）、その配合比率が表示されていないため、主成分がボイセンベリーであるかどうか明確ではありません。にもかかわらず、その比率を表示しないまま、ボイセンベリーを「主成分」と謳っている点は、真にボイセンベリーが主成分であるとの誤認を与える表示です。そのため、かかる記載は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものです。

4 結論

以上のとおり、貴社HPでは、大要、ブルーベリーの約300倍ものエラグ酸を含むボイセンベリーを摂取することで視覚改善効果がより大きいものと表示しておりますが、医学的効果は実証されていないことからすると、かかる表示はいわゆる優良誤認に該当するものと思われれます。

つきましては、不当景品類及び不当表示防止法10条1号に基づき、上記表示の停止を求めます。

なお、貴社は、「シュ・シュレ フィフローリペア90」と称する化粧品の抗シワ効果のメカニズムに関する表示について、平成24年7月19日付で消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令が下されております。本件とは商品そのものは異なっておりますが、ウェブサイトでの表示が問題となっていること、実際のものよりも著しく優良であることを示すなど、不適切な表示方法は本件と同様です。上記措置命令から2年も経過していない時期に同種事案が見られたことを踏まえると、貴社の表示に対する取り組みは改善されていないと考えざるを得ません。

以 上

(本件に関する連絡先)

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03 - 5614 - 0543 FAX:03 - 5614 - 0743